

副

第 26 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

平成 21 年 12 月 9 日 開会

平成 21 年 12 月 18 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12月9日	水	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
12月10日	木	本会議	質疑・委員会付託・委員会
12月11日	金	休 会	委員会審査
12月12日	土	休 会	休会
12月13日	日	休 会	休会
12月14日	月	休 会	委員会審査
12月15日	火	休 会	委員会審査
12月16日	水	本会議	一般質問
12月17日	木	本会議	一般質問
12月18日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 117 号

平成 21 年 12 月第 26 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 11 月 30 日

黒潮町長 下村 正直

記

1 期 日 平成 21 年 12 月 9 日
2 場 所 黒潮町大方庁舎 3 階 議会議事堂

平成 21 年 12 月 9 日 (水曜日)

(会議第 1 日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	前 田 寿 郎	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 芙佐雄	17番	大 西 章 一	18番	明 神 照 男
		20番	小 永 正 裕		

不応招議員

19番 山 本 久 夫

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	谷 口 明 男	大 方 ま ち づ く り 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ く り 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 委 員 長	生 駒 進	教 育 長	松 並 勝
教 育 次 長	坂 本 勝	監 査 委 員	金 子 良 一

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 伊 与 木 美 穂

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

12番 西 村 策 雄

13番 前 田 敏 郎

議 事 日 程 第 1 号

平成 21 年 12 月 9 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 44 号から議案第 68 号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 44 号	平成 20 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 45 号	平成 20 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 46 号	平成 20 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 47 号	平成 20 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 48 号	平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 49 号	平成 20 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 50 号	平成 20 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 51 号	平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 52 号	平成 20 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 53 号	平成 20 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 54 号	平成 20 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 55 号	平成 20 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 56 号	黒潮町行政組織条例の全部改正について
議案第 57 号	黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 58 号	黒潮町総合支所設置条例の一部を改正する条例について
議案第 59 号	黒潮町公告式条例の一部を改正する条例について
議案第 60 号	黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 61 号	黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 62 号	黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 63 号	黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について
議案第 64 号	黒潮町公民館条例の一部を改正する条例について
議案第 65 号	平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 66 号	平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 67 号	定住自立圏形成協定の締結について
議案第 68 号	町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 35 号	暮らし支える行政サービスの拡充を求める陳情
陳情第 36 号	改正貸金業法の早期完全施行に関する陳情
要望第 34 号	電源立地地域対策交付金の拡充・延長等に関する要望
要望第 37 号	建築文化の向上を図るための要望

議事の経過

平成 21 年 12 月 9 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

開会前に諸行事を行います。

このたび、竹下英佐雄君、村越比佐夫君が地域社会の発展および住民福祉の向上に尽くされた功績が認められ、全国町村議會議長会創立 60 周年記念特別表彰を受賞されましたので、特別表彰の伝達を行いたいと思います。

よろしくお願ひします。

議会事務局長（酒井益利君）

竹下議員は前までお進みください。

（議長、表彰状拝読後、表彰状を竹下議員に手渡す）

議会事務局長（酒井益利君）

村越議員は前までお進みください。

（議長、表彰状拝読後、表彰状を村越議員に手渡す）

議長（小永正裕君）

おめでとうございました。

以上で、諸行事を終わります。

ただ今から、平成 21 年 12 月第 26 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから日程に従って会議を進めていますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

報告第 74 号から第 76 号が監査委員から、報告第 77 号が教育委員会から提出されました。

議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日までに受理しました陳情書は、議席に配付しました文書表のとおりです。要望第 34 号、陳情第 35 号および陳情第 36 号を総務常任委員会に、要望第 37 号を産業建設常任委員会にそれぞれ付託します。

町長の行政報告および議長の諸報告につきましては、皆さまのお手元に配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、欠席者の報告を致します。

山本久夫君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

このたび12月定例議会を招集致しましたところ、年末を控えいろいろとお忙しいところ、議員の皆さんにはこのようにお集まりをいただきましてありがとうございます。

18日までの会期、誠実に一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、4点ほど行政報告をさせていただきます。

まず、定額給付金についてでございますが、昨年度に国が景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施しました生活支援定額給付金が10月1日をもって終了致しましたので、その報告を致します。

本町の給付対象者は5,867世帯、1万3,661人でした。そのうち5,850世帯、1万3,640人が給付を受け、2億1,514万4,000円の給付金総額となっています。しかし、所在不明や未申請、また、給付を希望しない方などが17世帯、17人おられます。町としても未申請者には再通知や広報などで周知を図るとともに、電話や訪問なども致しましたが、100パーセントの申請には至りませんでした。この結果、給付率は世帯で99.7パーセント、人口で99.8パーセント、金額で99.9パーセントとなっています。

次に、情報通信基盤整備事業についてでございますが、かねてから計画を進めていました情報通信基盤整備事業の実施計画書が9月末にできましたので、その実施計画書に基づき本年度事業の入札を10月26日に実施し、西日本電信電話株式会社高知支店が落札、11月2日に臨時議会を開催し、請負契約の議決をいただきましたので本契約を結び、11月4日に事業着手をしたところでございます。

本年度の工事は、上田の口から拳ノ川までの基幹伝送路と、センター施設および5個所の2次拠点施設を整備することとしています。国道付近での工事が中心になりますので、住民の皆さんにご迷惑を掛けることもありますかと思いますが、ご協力をよろしくお願ひを致します。

最終的には、地上デジタル放送が開始される平成23年7月末ごろまでには供用開始できるよう、最善の努力をしていく所存です。

次に、行政組織機構改革検討委員会についてでございます。

平成22年度に向けての行政組織機構の在り方を検討していただくために、本年4月に行政組織機構改革検討委員会を立ち上げ、これまで5回の会合を重ねてきました。その結果、11月20日に答申をいただき、佐賀、大方、両地域審議会や区長会で報告をし、承認をいただきましたので、今議会に行政組織にかんする議案を提案したところでございます。

検討委員会の皆さんには、5回にわたり慎重な審議をいただき、大変お世話になりました。お礼を申し上げます。

最後に、新型インフルエンザについてでございます。

今年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザは人から人への感染が相次ぎ、日本全国でも5月に神戸で初めて感染者が確認され、それ以来、感染者が大きく増加している状況にあり、死者も発生している状況です。

本町では幸い死者は出ていませんが、保育所児童や小中学校生徒を中心に感染が拡大しており、保育所の休園や学級閉鎖、学校閉鎖などを余儀なくされているところです。

今回発生した新型インフルエンザは、強毒性ではないものの感染力が非常に強いため、今でも世界中で感染が拡大している状況にあります。強毒性ではないと言われていますが、いつ変化し、強毒性に変わるかもしれません。このため、本町でも住民の皆さんへ感染予防策などを周知を図ってきたところです。

また、予防対策と併せて、基礎疾患有する方や妊婦、幼児、小中学校生徒などに順次予防接種を開始し、

重症化を防ぐ対策をすることとしています。さらに本町では、新型インフルエンザ対策の行動計画を見直し、予防対策等に努めていくこととしています。

これから寒さが増す季節に向かいますので、引き続き住民の皆さんにおかれましては、手洗いやうがい、マスクの着用など、予防対策に万全を期していただきたいと思います。

なお、これまでに町内では保育所で 78 名、小学校で 121 名、中学校で 133 名、合計 332 名の、累積の数字でございますが、方々の感染が確認されています。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、12 番西村策雄君、13 番前田寿郎君を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 10 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 10 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 44 号、平成 20 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 68 号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは、本議会に提案されました議案の提案理由を説明致します。

ただ今、議題となりました 12 月定例議会に提案致します議案は、平成 20 年度一般会計決算の認定について、ならびに各特別会計決算の認定議案を合わせまして 12 件にそれぞれ監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものです。

また、条例の改正および制定議案が 9 件、平成 21 年度一般会計補正予算、ならびに国民健康保険事業特別会計補正予算の 2 件、その他の議案が 2 件の、全部で 25 議案を提案致しております。

決算認定議案の議案第 44 号、平成 20 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入歳出の差引額、約 2 億 3,985 万円の余剰金が生じることになり、この歳計剰余金については地方自治法第 233 条の 2 により、1 億円を基金に編入することと致しました。

議案第 56 号、黒潮町行政組織条例の全部改正については、行政組織の主な改正点につきましては、1、本庁に 6 課 1 室を、佐賀支所に 3 課を設置する。2、本庁総務課に庁舎建設係を新設する。3、農業部門を本庁業務とし、産業振興課を農業振興課に改め、漁業、林業部門を佐賀支所業務とし、海洋農林課を海洋森林課に改める。4、産業推進室を新設し、産業推進係、商工観光係を本庁業務に統括することとする。5、大方総合支所住民課衛生センター係を廃止し、住民課環境保全係と統合する。従って、衛生センターに正規職員 1 名の配置は

しない。6、大方児童館については、平成22年4月1日から民間委託とする。7、佐賀支所については、佐賀総合支所総務課、健康福祉課を地域住民課に改め、総合窓口第一係、総合窓口第二係、保健センター係の3係を置く。8、教育委員会事務所を新庁舎が建設されるまでの間、佐賀庁舎へ移すこと、等が主なものとなっております。

なお、産業推進室の新設と従来の農林漁業部門の統廃合につきましては、近年、本町の基幹産業であります一産業の產品の付加価値を付けての有利販売や、これらに自然環境やスポーツ施設を含めた、地域資源を活用した観光客の誘致や交流人口の拡大が強く求められています。が、こうした産業振興は、従来の組織では具体的かつ強力な推進が困難であり、このたび、高知県の産業振興計画にも対応できる専門的なセクションを設けると同時に、従来の農林業部門の専門性をより高めようとするものです。

次に、議案第57号、黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第59号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例の3件については、行政組織条例の改正に伴い、それぞれ改正するものです。

議案第60号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定については、事前に議員協議会でご説明を申し上げました内容となっておりますが、詳細につきましては担当主管課長より後ほど説明を致させます。

次に、議案第65号、平成21年度黒潮町一般会計補正予算については、既決総額に歳入歳出それぞれ4,914万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億8,679万8,000円とするものです。

歳出の主なものとしては、2款総務費では、蛎瀬川地域づくり協議会への補助金103万円。これは、山村再生プランに協議会が応募したところ、優良プランに選定されたことから、一定の補助金で支援したいとするものでございます。

次に、ふるさと創生事業644万5,000円の減額。これは、インフルエンザの流行によるニュージーランド海外派遣事業が中止になったことによります。

3款民生費では、保育所臨時職員の雇用賃金に690万8,000円、4款衛生費では、インフルエンザ予防費として1,010万です。

6款農林水産業費では、カツオ活餌確保事業に309万5,000円。これは、カツオ一本釣りの漁業の振興策の一環として、佐賀漁港内にイワシの補給施設を設置するもので、事業主体は高知県漁協佐賀統括支所となっております。

8款土木費では、佐賀地域の道の駅の概算測量設計に720万円等が主な内容となっております。

歳入では、10款地方交付税が8,051万5,000円。これによりまして、21年度普通交付税確定額が34億8,853万7,000円となっております。

18款繰入金では、基金繰入金1億6,879万4,000円の減額となりました。これは、中身としてはニュージーランド海外派遣中止による530万円等の減額となっております。

議案第67号、定住自立圏形成協定の締結については、先の6月定例議会において定住自立圏構想に係る中心市宣言書についてご承認をいただきましたので、このたび具体的な連携策を盛り込んだ協定を締結するための議案となっています。

議案第68号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結について、議会の議決をお願いするものです。

内容につきましては、平成21年8月24日に議決されました議案第23号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の締結について契約内容を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成 21 年度機構第 3 - 9 - 33 号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事。契約の方法は、指名競争入札。変更した内容は、請負金額の増額 1,745 万 9,400 円。変更前が 1 億 185 万円でございました。変更後が 1 億 1,930 万 9,400 円となっております。

契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野 2996 番地大方総合建設株式会社、代表取締役、中澤速雄。

変更理由でございますが、施工延長の増 100 メートルから、延長が 120 メートルに変更になったものです。以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひを致します。

なお、詳細につきましては本庁副町長、会計管理者、担当主管課長等より説明を致させます。ご審査の方、よろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

会計管理者。

会計管理者（野並 純君）

あらためて、おはようございます。

それでは私の方から、議案第 44 号、平成 20 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 55 号、平成 20 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各会計決算につきまして、ご説明を致します。

平成 20 年度の決算につきましては、監査委員の決算審査意見書でもご指摘のように、歳入における調定額につきまして、一般会計での菌茸生産共同施設使用料の調定、ならびに住宅新築資金等貸付事業特別会計の元利収入の調定に一部調定漏れがあったこと、また、老人保健事業特別会計で減額調定すべきところをしていなかったことにより、過大調定となっているものなどが出納閉鎖後に判明を致しました。

適切な調定事務の執行ができていなかつたことにつきまして、ご報告とおわびを致します。

なお、これらの事項につきましては、平成 21 年度において適正に調整処理致すこととしておりますので、よろしくお願ひを致します。

それではこれから説明に入りますが、会計の数が 12 会計と多くありますので、説明につきましては各会計とも歳入歳出総括表を基に合計額を読み上げ、主な決算内容についてのみ説明をさせていただきますので、ご了承をお願い致します。

なお、詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書でのご確認をお願いを致します。

また、前年度との比較につきましては、監査委員意見書にも記載をされてございますので、そちらの方でご確認をお願いを致します。

それでは議案第 44 号、平成 20 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を致します。決算書 1 ページをお開きください。

決算状況でございますが、歳入総額 80 億 2,781 万 6,823 円、歳出総額 77 億 8,796 万 6,590 円、差引残額 2 億 3,985 万 233 円、うち基金への繰入金を 1 億円とし、翌年度への繰越額は 1 億 3,985 万 233 円となっております。

次に歳入の合計でございます。6 ページ、7 ページをお開きください。

調定額 81 億 3,484 万 5,952 円、収入済額 80 億 2,781 万 6,823 円、不納欠損額 38 万 4,966 円、収入未済額 1 億 664 万 4,163 円となっております。

続きまして、主な歳入の状況をご説明を致します。2 ページへお返りください。

1 款町税の状況でございますが、たばこ税を除きました町税の状況は、調定額、収入済額とともに前年度よりわずかではありますが増額となっており、調定額で 162 万 6,218 円、収入済額で 412 万 6,454 円、増加を致しております。

また、徴収率につきましては、全体で対前年約 0.3 パーセントの伸びとなっており、ほぼ前年並みの徴収率となっております。

また、不納欠損額につきましては 38 万 3,766 円、件数で 4 件、3 個人、1 法人となっており、対前年で 10 件の減少、金額で 160 万 1,223 円の減少となっております。

また、収入未済額は総額で 6,900 万 1,854 円となっておりまして、内訳は町民税 2,419 万 4,832 円、固定資産税 4,076 万 6,497 円、軽自動車税 404 万 525 円となっており、ほぼ前年並みの収入未済額となっております。

次に、2 款地方譲与税でございますが、収入未済額 8,651 万 1,000 円となっておりまして、対前年で 372 万円の減少となっております。

次に、4 ページをお開きください。10 款の地方交付税でございますが、収入済額 39 億 1,114 万円で、対前年で 1 億 1,277 万 9,000 円、率にして 2.97 パーセントの増加となりました。これは主に、普通交付税の算定に地方再生対策費が新設されたことによる増加となっております。

次に、12 款分担金及び負担金でございますが、収入済額 1 億 842 万 2,728 円となっておりまして、収入未済額につきましては 314 万 2,500 円となっております。この収入未済額につきましては保育料でございまして、対前年で 40 万 1,650 円の減少となっております。

次に、13 款使用料及び手数料につきましては、収入済額 1 億 501 万 7,438 円となっております。不納欠損額は 1,200 円で、収入未済額が 3,344 万 5,900 円となっております。この収入未済額の主なものは、住宅使用料 2,583 万 4,404 円、水産共同作業場 420 万円などとなっております。

次に、18 款繰入金でございますが、収入済額 6,817 万 975 円となっております。

主なものは、1 項基金繰入金の 6,325 万 6,975 円ですが、このうち 4,037 万 6,975 円については、起債の繰上償還を行うために減債基金の取り崩しを行うために繰り入れたものであります。

また、2 項の他会計繰入金の収入済額 491 万 4,000 円は、国民健康保険事業特別会計からの繰り入れでありますと、財源不足を補うための財政調整基金からの繰り入れは行っておりません。

次に、6 ページをお開きください。21 款町債でございます。

町債につきましては、収入済額 11 億 6,650 万円となっておりまして、対前年で 4 億 5,650 万円、率にして 64.3 パーセントの増額となっております。主なものは臨時財政対策債 2 億 3,680 万円、中央保育所などの社会福祉施設整備事業債、これに 6 億 460 万円、ならびに町道中角藤縄線整備などの道路整備事業債の 1 億 9,720 万円となっております。

以上が収入の主なものの状況でございますが、歳入に占める費目の割合は、町税が 10.63 パーセント、地方交付税が 42.72 パーセント、国、県の補助金が 16.1 パーセントなどとなっております。

その他詳細につきましては、13 ページ以降の歳入事項別明細書をご確認をお願いします。

次に、歳出の合計でございます。10 ページをお開きください。

支出済額 77 億 8,796 万 6,590 円、翌年度繰越額 9 億 3,569 万円、不用額 3 億 1,348 万 9,410 円となっております。翌年度繰越額につきましては非常に多額の翌年度繰越となっておりますが、緊急生活対策としての定額給付金給付事業や、地域活性化生活対策臨時交付金事業などへの対応などを含め、15 件の事業に係るものでございます。

続きまして、主な歳出の情況をご説明します。8ページへお返りください。

19年度決算との比較で、特に増減の大きかったものについてご説明を致します。

まず、2款の総務費でございますが、支出済額10億3,728万7,167円となっております。対前年で2億53万9,868円の減額となっておりまして、主な減少は、新しいまちづくり交付金の積み立てが19年度で終了したことなどによるものであります。

次に、3款民生費ですが、支出済額23億4,722万2,632円となっております。対前年で6億292万9,908円の増となっておりまして、主な増加は2項老人福祉費での後期高齢者医療制度による負担金、また、3項児童福祉費での中央保育所建設事業などであります。

次に、6款農林水産業費でございますが、支出済額8億458万1,522円となっておりまして、対前年で1億4,216万4,289円の増となっております。主な増加は3項水産業費で、入野漁港関連工事費などであります。

次に、8款土木費。支出済額7億7,371万2,383円となっておりまして、対前年で1億2,361万6,973円の増加となっております。

次のページ、10ページをお開きください。主な増加でございますが、5項の都市計画費での町道中角藤縄線道路改良工事や、町道池廻り1号線道路改良工事などが大きなものであります。

次に、12款公債費でございます。支出済額13億2,609万5,442円となっております。対前年で1億1,338万9,070円の増加となっておりまして、主な増加要因は、合併特例債による基金造成事業の起債に係る元金償還が始まつたことや、繰上償還を行つたことなどによります。

それから、不用額の状況でございますけれども、11ページの不用額合計欄にありますように3億1,348万9,410円の不用額となっております。不用額につきましては各款、各項の予算執行の過程で、効率的な事業執行によって発生したものや、事業未執行の結果によるものなどで発生するわけでございますけれども、不用額の主なものについてご説明致します。8ページへお返りください。

まず、2款の総務費の3,938万2,833円でございますが、主なものと致しまして、1項総務管理費の企画費で地域再生貸付金ですが、当初見込んでいた借入件数を割り込んだため不用額となったもの、また、情報推進費で総合行政ネットワーク、LG1でございますけれども、この利用のために単独導入のシステム改修費を計上しておりましたけれども、県内市町村が共同利用する形態となったことにより、執行の必要がなくなったことなどであります。

次に、3款民生費の不用額1億873万6,368円でございますが、主なものとして1項社会福祉費での障害者自立支援費としての扶助費において、当初の見込みを下回ったことによるもの、また、2項老人福祉費での老人保健会計、介護保険会計など、特別会計への繰出金が減少したことによるもの、また、3項児童福祉費では、大方中央保育所新築工事に関連する工事費の入札減などであります。

次に、4款衛生費の不用額3,652万174円でございますが、主なものとして1項保健衛生費の予防費や母子保健費で、平成21年2月に妊婦健康審査制度が改正をされました。このことにより支払い年度のとらえ方が変更になりますて、2カ月分の費用が翌年度の支払いとなることによる不用額の発生、また、水道事業特別会計への繰出金の減少などであります。

次に、6款農林水産業費の不用額2,324万5,478円でございますが、主なものとして1項農業費、ならびに3項水産業費で、農家ならびに魚家の原油価格高騰対策費でございますが、漁獲不振等による出漁回数の減少などにより、燃油利用が当初見込量を下回ったことなどによるものでございます。

次に、8款土木費の3,622万6,617円でございますが、主なものとして10ページをお開きください。

2項道路橋梁費では、道路用地費および補償費において登記等に時間を要したためのもの、また、4項港湾費では、上川口港埋め立てに伴う国有財産購入において、土地の鑑定額が見込みより低かったことによるもの。また、5項の都市計画費では、道路改良工事での減額変更に伴うものなどとなっております。

次に、9款消防費でございます。9款消防費の不用額3,467万3,670円でございますが、主なものとしては常備消防費で消防署移転用地交渉の難航により、設計委託等の実施ができなかつたことによるもの、また、全国瞬時警報システムの入札減、また、災害が少なかったことにより、消防団員の出動手当てが少なく済んだことなどであります。

次に、10款教育費の不用額2,389万2,226円でございますが、主なものとして2項小学校費で耐震診断委託業務の入札減、また、2項、3項での小中学校の学校施設維持管理費の経費節減や、大会参加等の特別旅費が必要となつたこと、また、保護児童への援助費などの扶助費で、該当者数が当初見込みを下回ったことによるものなどであります。

以上、主な不用額についてご説明をさせていただきました。

次に、実質収支に関する調書でございますが、226ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額80億2,781万6,823円、歳出総額77億8,796万6,590円、歳入歳出差引額2億3,985万233円、歳入歳出差引額のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は8,600万7,000円でございます。これを歳入歳出差引額から差し引いた実質収支額は1億5,384万3,233円となっておりまして、このうち地方自治法223条の2の規定により、1億円を減債基金に積み立てることと致しております。

以上、一般会計の方の説明を終わりまして、次に227ページをお開きください。

議案第45号、平成20年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を致します。

本事業会計は、住宅新築等に要する資金の貸付事業会計でございまして、新規の貸し付けは終了しており、現在は貸付金の回収のみとなっております。

決算の状況ですが、歳入総額2,469万7,126円、歳出総額1,780万76,42円、差引残額688万9,484円、翌年度繰越額688万9,484円となっております。

次に歳入の合計ですが、次のページをお開きください。

まず、調定額でございますが、決算書では調定額1億639万6,096円となっておりますが、冒頭におわびを致しましたとおり、20年度の調定で調定漏れが出納閉鎖後に判明を致しまして、監査委員からの意見書でご指摘のとおり、本来はこの調定額に調定漏れ分としての771万9,619円を加えたものとなることをお含みおきいただきたいと思います。

それでは、決算書に沿いましてご説明を致します。

歳入の合計ですが、調定額1億639万6,096円、収入済額2,469万7,126円、収入未済額8,169万8,970円となっております。

続きまして、主な歳入の状況です。

主なものは貸付金の回収でございまして、4款諸収入をご覧ください。収入済額2,096万2,408円、収入未済額は8,169万8,970円となっております。監査委員意見書にもありますように、滞納額の徴収努力は行っておりますけれども、なお一層の徴収努力が必要となっております。

次に、歳出の状況であります。次のページをお開きください。

歳出の合計でございますが、支出済額1,780万7,642円、不用額234万4,358円となっております。

主な歳出の状況でございます。

1款総務費は支出済額59万4,041円となっております。対前年で2,475万2,259円の減少となっておりまして、その主な理由は、19年度におきましては一般会計への繰出金を2,492万6,000円執行しておりましたが、20年度では大幅な剩余金が見込めないことから、一般会計への繰り出しを行わなかつたことによります。

次に、2款公債費ですが、支出済額1,721万3,601円となっております。公債費につきましては、起債償還も年々進んでおりまして、対前年で623万3,779円減少致しました。

それから不用額につきましては、1款総務費で203万959円の不用額となっておりますが、20年度に執行致しました滞納物件の競売に係る予納金が競売の成立後返還されたことによるもの、また、一般会計への繰出金を計上しておりますけれども、一定額が見込まれる時期に一般会計への繰り出しをすることとして、20年度での繰り出しを見送ったことによります。

続きまして、実質収支につきましては244ページでございます。

この実質収支に関する調書につきましては、積立金を生じておりませんので、説明は省略をさせていただきます。

これから以降の特別会計決算の説明で、実質収支に関する調書につきましては、積立金を生じている会計のみを説明させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

(議場より「議長、ちょっともうちょっとね、スピードを落としてやってください。早過ぎる。ちょっとゆっくりやってください」との発言あり) はい、分かりました。

それでは、次に245ページをお開きください。

議案第46号、平成20年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について説明を致します。

歳入総額2,550万3,668円、歳出総額2,180万5,240円、差引残額369万8,428円、翌年度繰越額369万8,428円となっております。

次に、歳入の状況でございます。次のページ、246ページをお開きください。

歳入合計でございますが、調定額2,627万668円、収入済額2,550万3,668円、収入未済額76万7,000円となっておりまして、この収入未済額につきましては、19年度は41万円、20年度では76万7,000円となっており、年々に増加を致しております。

それでは主な歳入でございますが、この会計の主な歳入につきましては3款諸収入でございまして、収入済額2,504万9,000円となっております。これは貸付者からの返還金でございます。また、4款繰入金の財政調整のための基金繰入金につきましては、行っておりません。

次に、歳出でございます。次のページ、248ページをお開きください。

歳出の合計でございますが、支出済額2,180万5,240円、不用額2万1,760円となっております。

主な歳出でございますけれども、1款事業費で2,168万8,500円となっており、このうち20年度の奨学金貸付金は2,166万円で、貸付者の内訳は大学生47名、高校生19名、合計66名となっております。

不用額につきましては、大きなものはございません。

次に、261ページをお開きください。議案第47号、平成20年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算状況でございますが、歳入総額、歳出総額ともに同額の17億3,020万9,705円となっており、差引残額ゼロでございます。

次のページをお開きください。歳入合計でございます。

調定額 17 億 3,020 万 9,705 円、収入済額 17 億 3,020 万 9,705 円、収入未済額はありません。

次のページ、264 ページをお開きください。歳出の合計でございます。

支出済額 17 億 3,020 万 9,705 円、不用額 932 万 2,295 円となっております。なお、この不用額の主なものにつきましては時間外手当、ならびに扶養手当の減少などによるものであります。

この特別会計は、水道事業会計を除く各会計の予算計上された特別職 4 名、一般職 221 名の人事費を一括処理しております。事務の効率化を図るためにこの会計を設けておるものでございまして、この決算額は各会計に計上された人事費が集計されたものとなっております。

なお、決算額は対前年で 3,078 万 1,759 円の減額となっておりまして、率にして約 1.75 パーセントの減少となっております。

次に、275 ページをお開きください。議案第 48 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算状況でございますが、歳入総額 18 億 7,021 万 5,300 円、歳出総額 18 億 5,812 万 359 円、差引残額 1,209 万 4,941 円、うち基金借入金は差し引き残額と同額の 1,209 万 4,941 円となっております。

次のページ、276 ページをお開きください。歳入合計でございます。

調定額 19 億 3,787 万 981 円、収入済額 18 億 7,021 万 5,300 円、収入未済額 6,765 万 5,681 円となっております。

主な歳入の状況でございます。1 款の健康保険税でございます。国民健康保険税につきましては、収入済額 2 億 8,563 万 8,261 円、対前年で 1 億 8,997 万 1,029 円の減少となっており、主な減少の要因は医療制度改革の関連、合併後の不均一課税を是正するために、平成 20 年度に税率改正を行ったことなどによります。

また、収入未済額につきましては 6,717 万 1,381 円となっており、徴収努力を重ねた結果、対前年で 605 万 9,111 円の減少となっておりますが、まだまだ多額の滞納が存在をしておりますので、今後においてもなお一層の徴収努力を重ねなければなりません。

また、次に 3 款の国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては収入済額 4 億 8,623 万 3,260 円となっており、対前年で 1 億 79 万 5,776 円の減少となっております。

また、5 款の療養給付費交付金でございます。これにつきましては収入済額 1 億 4,691 万 6,693 円となっており、対前年で 2 億 1,019 万 419 円の減少となっております。これらの減少は、医療制度改革に伴うものでございます。

また、6 款の前期高齢者交付金でありますが、平成 20 年度において新たな交付金制度として新設されたもので、この収入済額は 4 億 2,880 万 2,157 円となっております。

また、9 款の繰入金でございますが、収入済額 2 億 1,194 万 4,748 円となっております。このうち、法定の一般会計からの繰入金は 1 億 5,194 万 4,748 円となっておりまして、財源不足を補うための財政調整基金からの繰り入れは 6,000 万円となっております。

次に歳出でございます。280 ページをお開きください。

280 ページに歳出合計でございます。支出済額で 18 億 5,812 万 359 円、不用額 8,654 万 9,641 円となっております。歳出総額は対前年で 3,362 万 9,070 円の減少となっております。

続きまして、主な歳出でございます。手前の 278 ページへお返りください。

主な歳出は 2 款の保険給付費でありますが、支出済額 11 億 8,148 万 7,223 円となっており、対前年で 1,511 万 9,203 円の減少となっております。年間平均の受給者数は 5,239 人、1 人当たりの費用額は 26 万 9,453 円と

なっております。対前年でこれを比較致しますと、受給者数は59人増加をしており、1人当たりの費用額は3,039円減少を致しております。

また、2款保険給付費の4項出産育児諸費でございますが、支出済額750万円となっておりまして、国保被保険者の出生は13人となっております。

また、5項葬祭諸費でございますが、支出済額114万円で、国民健康保険被保険者の死亡は134人となっております。

また、3款の後期高齢者支援金等につきましては、支出済額2億634万3,644円、6款介護納付金の支出済額ですが、1億141万1,016円となっております。

それから不用額の状況についてでございますが、主なものについては2款の保険給付費でございます。6,220万777円となっております。被保険者に対する各給付金が見込みより少なくて済んだことによります。

また、7款共同事業拠出金の404万2,995円でございますが、主なものは国保連合会で行っております高額医療費共同事業に係る事務費拠出金ならびに保険財政共同安定化事業に係る事務費拠出金など当初計上を致しておりましたけれども、この支払いは国保連合会のご努力により支出を要しなくなったことによります。

次に、実質収支に関する調書でございますが、320ページをお開きください。

320ページに実質収支に関する調書でございます。歳入総額18億7,021万5,300円、歳出総額18億5,812万359円、歳入歳出差引額1,209万4,941円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロでございます。実質収支額1,209万4,941円。このうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入金は、実質収支額の全額1,209万4,941円を国保財政調整基金へ積み立てることと致しております。

次に、321ページをお開きください。議案第49号、平成20年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について説明を致します。

決算状況でございます。歳入総額9,609万370円、歳出総額9,333万3,564円、差引残額は275万6,806円となっております。

次のページをお開きください。322ページでございます。

歳入の状況でございますが、歳入合計で調定額の合計9,623万2,600円、収入済額9,609万370円、不納欠損額14万2,230円、収入未済額ゼロでございます。

続きまして歳入の主なものでございますが、本会計の歳入で主な歳入でありますのは1款の診療収入でございまして、収入済額8,645万6,818円となっております。対前年で582万2,027円の増加となっております。

それから、5款の繰入金でございます。645万円を財政調整基金から繰り入れを致しております。

次に歳出でございます。324ページ、次のページをお開きください。

歳出の合計でございます。支出済額合計9,333万3,564円、不用額798万9,436円となっております。

主な歳出の状況ですが、主なものとして1款1項の総務管理費でございまして、支出済額9,254万5,601円となっております。平成20年度から診療所の運営を花田医師に委託をして行っておりまして、その診療所運営管理委託費がこのうち8,612万9,696円となっております。

本会計は20年度におきましても財政調整基金の繰り入れを行い、対応している結果となっております。15年度以降このような対応が続いておりまして、平成20年度末の基金残高は1,240万9,632円となっております。

それから不用額の状況でございますが、合計で不用額の合計798万9,436円となっております。

主なものは1款1項総務管理費、これの737万399円でございまして、診療所の運営を花田医師に委託したことにより、需用費において不用額が発生したもの、また、診療報酬が当初見込んでいたものを下回ったこと

により、医師への委託料が減少したことなどによります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、事項別明細書をご確認をください。

次に、341 ページをお開きください。議案第 50 号、平成 20 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本会計は平成 20 年度の医療制度改革によりまして、平成 20 年 3 月診療分ならびに 3 月診療以前の未請求分の支払い等に係る内容となっておりますので、決算規模も約 1 カ月分余りに相当するものになっております。

決算の状況でございますが、歳入総額 1 億 9,012 万 7,766 円、歳出総額 1 億 9,452 万 6,801 円となり、歳入歳出不足額が 439 万 9,035 円となりました。この不足額につきましては、翌年度歳入繰上充用金で補てんを致しました。

それでは、次の 342 ページをお開きください。歳入合計でございます。

調定額の合計 1 億 9,123 万 5,425 円、収入済額 1 億 9,012 万 7,766 円、収入未済額 110 万 7,659 円となっております。

この収入未済額につきましては冒頭におわびを致しましたが、医療費の返納金を 7 款諸収入、3 項雑入で受け入れるべく調定をしていたものですが、この医療費の返納金は当年度の歳出予算の医療給付費への戻入処理により受け入れるべきものであるものから、歳出の 2 款医療諸費に戻入処理を致しております。その際に、7 款諸収入の歳入調定を減額しておかなければならなかつたものが、減額処理をできておりませんでした。その結果、収入未済額として決算書に搭載されているものでありますので、よろしくお願ひを致します。

それでは主な歳入の状況でございますが、本会計の歳入につきましては、かかる医療費を診療報酬支払基金、国、県、市町村で負担するその割合が決まっておりまして、その負担割合に沿って各款へ歳入がされております。

まず、1 款支払基金交付金でございますが、収入済額は 1 億 169 万 1,529 円となっております。以下、2 款国庫支出金、3 款県支出金などの収入済額はご覧のとおりでございまして、歳入合計 1 億 9,012 万 7,766 円となっております。

次に、歳出でございます。次のページ、344 ページをお開きください。

歳出の合計でございます。支出済額 1 億 9,452 万 6,801 円、不用額 6,971 万 4,199 円となっております。

続きまして、主な歳出でございます。歳出で主なものは 2 款医療諸費であります。支出済額 1 億 9,168 万 2,197 円となっております。

それから不用額の合計でございますが、6,971 万 4,199 円となっておりまして、主なものは 2 款の医療諸費で、6,894 万 6,803 円となっております。この不用額につきましては、医療費が当初の見込みを下回った結果などによるものであります。

次に、361 ページをお開きください。議案第 51 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算状況でございますが、歳入総額 13 億 871 万 7,564 円、歳出総額 13 億 313 万 5,082 円、差引残額 558 万 2,482 円となっております。

次のページをお開きください。362 ページでございます。

歳入の合計でございますが、調定額 13 億 1,316 万 4,864 円、収入未済額 13 億 871 万 7,564 円、不納欠損額 3 万 8,800 円、収入未済額 440 万 8,500 円となっております。

続きまして、主な歳入でございます。

1款保険料でございますが、1款保険料につきましては収入済額1億6,820万9,250円となっておりまして、不納欠損額3万8,000円、収入未済額が429万9,400円となっております。収入未済額につきましては、対前年で81万1,850円の増加となっております。

また、7款の繰入金でございますが、収入済額2億886万7,475円となっておりまして、そのうち1項一般会計繰入金は法定繰入金でございまして、収入済額1億9,836万7,475円となっております。

また、2項の基金繰入金につきましては財源不足を補うためのものでございまして、19年度ではこの繰り入れはありませんでしたが、20年度におきましては1,050万円の繰り入れを致しております。

次に歳出でございます。次のページ、364ページをお開きください。

歳出総額でございます。歳出の合計で支出済額13億313万5,082円、不用額5,915万6,918円となっております。

歳出の主なものでございますが、2款保険給付費でございます。2款保険給付費で、支出済額12億934万1,474円となっております。対前年で9,982万554円の増加となっております。

また、20年度の1号被保険者数でございますけれども、年平均で4,532人、前年と比較しますと17人の増加となっております。

サービス利用者数は年平均で593人でございました。

それから不用額でございますが、不用額の合計は5,915万6,918円となっております。

主なものは2款保険給付費、これの5,295万8,526円でございまして、1項介護サービス等諸費などの保険給付費が見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、401ページをお開きください。401ページでございます。議案第52号、平成20年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本会計は平成19年度より設置された会計でございまして、介護保険における予防給付の対象となる要支援者の介護予防計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう運営をしているものでございまして、今回で2年目の決算でございます。

それでは決算状況でございますが、歳入総額1,398万5,934円、歳出総額1,398万5,333円、差引残額601円となっております。

次のページ、402ページをお開きください。歳入合計でございます。

調定額1,398万5,934円、収入済額も同額で、収入未済額はありません。

主な歳入でございますが、1款サービス収入でございます。収入済額410万8,500円、対前年で241万3,000円の増加となっております。

それから2款の繰入金でございますが、2款繰入金は収入済額987万7,000円でありまして、対前年で428万5,481円の減少となっております。

1款のサービス収入につきましては、要支援認定者の利用状況で決まるわけでございますが、利用契約の状況は認定者数155人。この155人に対しまして、利用契約者は93人でございました。利用契約率は、まあ前年度並みの60.0パーセントとなっております。

次に歳出でございます。次のページ、404ページをお開きください。

歳出合計でございます。支出済額1,398万5,333円、不用額47万9,667円となっております。

歳出の主なものは、1款1項施設管理費の支出済額1,398万5,333円でございますが、これは2名の職員給料等の人物費が主なものでございます。不用額については、大きなものはございません。

それから次に、415 ページをお開きください。議案第 53 号、平成 20 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本事業会計につきましては、事業開始よりこれまで新規加入の促進が課題となっておるところでございますが、加入促進努力はしているものの、目に見える加入促進に至っておりません。平成 20 年度での新規加入は出口地区で 1 戸増のみという状況になっております。こうした状況から、平成 20 年度におきましても一般会計からの繰り入れを行いながらの決算となっておりまして、今後もなお一層の加入促進を図る必要があります。

それでは、決算状況でございます。

歳入総額 3,981 万 7,873 円、歳出総額 3,922 万 3,503 円、差引残額 59 万 4,370 円となっております。

次のページ、416 ページをお開きください。歳入合計でございます。

歳入合計で調定額 3,984 万 973 円、収入済額 3,981 万 7,873 円、収入未済額 2 万 3,100 円となっております。

歳入の主なものでございますが、2 款の使用料及び手数料でございます。調定額 619 万 2,130 円に対しまして、収入済額 616 万 9,030 円となっておりまして、収入未済額は 2 万 3,100 円となっております。

また、3 款の繰入金でございます。一般会計からの繰入金でございまして、3,287 万 3,000 円の繰り入れとなっており、対前年で 387 万 3,000 円の増加となっております。

次のページ、418 ページをお開きください。歳出の合計でございます。

支出済額 3,922 万 3,503 円、不用額 119 万 9,497 円となっております。

主な歳出でございますが、2 款公債費でございます。支出済額 3,012 万 5,094 円となっておりまして、対前年で 272 万 695 円の増加となっております。

それから、不用額の合計でございます。不用額の合計が 119 万 9,497 円となっております。

主なものでございますが、1 款 2 項の農業集落排水施設費、ここでの 89 万 4,347 円の不用額となっておりますが、水位計交換を 4 基予定をしておりましたところ、2 基の交換で済んだことなどによるものであります。

次に、433 ページをお開きください。議案第 54 号、平成 20 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本事業会計につきましても、平成 13 年の事業開始より新規加入の促進が課題となっておるところでございますが、なかなか目に見える加入促進に至らず、平成 20 年度での新規加入は 1 戸となっております。こうした状況から、20 年度におきましても一般会計からの繰り入れを行いながらの決算となっておりまして、本事業におきましても、今後もなお一層の加入促進を図る必要があります。

それでは決算状況でございますが、歳入総額 944 万 4,466 円、歳出総額 943 万 3,744 円、差引残額 1 万 722 円となっております。

次のページをお開きください。434 ページでございます。歳入合計でございます。

調定額 944 万 4,466 円、収入済額 944 万 4,466 円で、収入未済額はありません。

主な歳入は、2 款使用料及び手数料でございまして、収入済額 82 万 6,960 円となっております。

また、3 款の繰入金につきましては一般会計からの繰入金で、収入済額 850 万 7,000 円となっております。対前年で 17 万 9,000 円の増加となっております。

次のページをお開きください。失礼しました、436 ページでございます。歳出の状況でございます。

歳出合計でございますが、支出済額 943 万 3,744 円、不用額 30 万 7,256 円となっております。

主な歳出は、2 款公債費でございます。支出済額 798 万 1,230 円となっておりまして、前年並みの決算となっております。不用額につきましては、大きなものはございません。

次に、451 ページをお開きください。451 ページでございますが、議案第 55 号、平成 20 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本事業会計は平成 18 年の医療制度改革により、平成 20 年度から始まった 75 歳以上の方々の医療保険を運営するものでございまして、制度の在り方につきましては見直しも含めてさまざまな意見が投げ掛けられているところでございますが、事業初年度であります平成 20 年度の決算についてご説明を致します。

まず、決算状況でございます。歳入総額でございますが、1 億 4,885 万 9,646 円、歳出総額 1 億 4,885 万 9,646 円、差引残額ゼロとなっております。

次のページ、452 ページをお開きください。歳入合計でございます。

調定額 1 億 4,943 万 5,536 円、収入済額 1 億 4,885 万 9,646 円、収入未済額 57 万 5,890 円となっております。

主な歳入ですが、1 款の後期高齢者医療保険料であります。調定額 8,580 万 7,140 円に対しまして、収入済額 8,523 万 9,750 円、収入未済額 56 万 7,390 円となっております。

また、4 款の繰入金でございますが、4 款繰入金につきましては事務費に係る繰入金等、保険料軽減措置による保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れるものでございますが、収入済額 6,306 万 7,922 円となつております。

次に、歳出の状況でございます。454 ページ、次のページをお開きください。454 ページでございます。

歳出合計で支出済額 1 億 4,885 万 9,646 円、不用額 3,178 万 6,354 円となっております。

主な歳出ですが、1 款総務費では支出済額 1,207 万 6,278 円となっておりまして、職員給与費ならびに事務費でございます。

また、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療広域連合が行う医療給付の財源となる納付金でございまして、支出済額 1 億 3,678 万 3,368 円となっております。

不用額につきましては、主なものは 2 款の後期高齢者医療広域連合納付金での 2,889 万 6,632 円となっておりますが、これは平成 20 年度途中で保険料の軽減制度が改正をされまして、これによる軽減相当額が不用額となつたものでございます。

以上が、各会計の決算状況でございます。

469 ページ以降は、財産に関する調書となっております。財産に関する調書につきましては詳細の説明は省略させていただきますので、後でご確認をお願いを致します。

以上、給与特別会計を除きました 11 会計の歳出決算額の総額は 114 億 8,819 万 7,504 円となっております。

なお、平成 20 年度につきましては、平成 21 年 3 月の起債償還などで約 6 億円の支払資金不足が見込まれましたので、その資金繰りのために平成 21 年 3 月 18 日から平成 21 年 4 月 3 日の 16 日間、基金の繰替運用をさせていただき支払いの対応を致しましたので、ご報告を致します。

以上で、議案第 44 号から議案第 55 号までの各会計の決算状況について、ご説明を終わらせていただきます。

議長（小永正裕君）

提案理由の説明中ですが、この際 10 時 50 分まで休憩致します。

休憩 10 時 35 分

再開 10 時 50 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

議案第 56 号から。

渕本副町長。

本庁副町長（渕本 造君）

それでは、私の方から議案第 56 号、黒潮町行政組織条例の全部を改正することについて説明をさせていただきます。

本条例につきましては、町長から提案理由の説明を致したところでございまして、重複するところもあるうかと思います。よろしくご了承をいただきたいと思います。

行政組織条例につきましては、地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づきまして、町長の権限に属する事務を分掌させるため、本庁および支所を配置致しまして、本庁に 6 課 1 室、佐賀支所に 3 課を設置致したいとするものでございます。

なお、第 2 条の分掌事務につきましては、新旧対照表をもって説明をさせていただきたいと思います。なお、新旧対照表 4 ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、新旧によって説明をさせていただきます。まず 4 ページをお開きをいただきたいと思います。

4 ページの地域住民課でございますが、右側の佐賀総合支所総務課、佐賀総合支所健康福祉課を統一されまして、地域住民課に致したいとするものでございます。なお、課の変更も致しておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

まず、佐賀総合支所の総務課でございますけれども、右側の旧でございますが、カッコ 2 の佐賀地域の自治会に関する事務について。よろしいでしょうか。カッコ 2 の佐賀地域の自治会に関する事務につきましては、本庁の総務課に移行致します。

次にカッコ 4 でございますが、佐賀地域の入札及び契約の統括に関する事務につきましては、これも本庁総務課で行うことと致しております。

カッコ 7 でございますけれども、佐賀地域の税の賦課徴収に関する事務につきましては、本庁の税務課で所管を致したいとするものでございます。

次に、カッコ 8 の佐賀地域の土地家屋及び償却資産に関する事務につきましては、本庁税務課の方に移行することと致します。

次に、カッコ 13 でございますけれども、佐賀地域の人権擁護に関する事務につきましては、本庁住民課の方に移行を致したいとするものでございます。

次に、その下の佐賀総合支所健康福祉課でございますけれども、この業務につきましては、ほとんど佐賀支所地域住民課の方に移行することになります。

次に、5 ページでございますけれども、左側の 21、環境衛生業務の窓口に関する事務につきましては、地域住民課で行うこととしております。

次に、6 ページでございますが、海洋森林課、これは名称を変更したところでございます。これは、漁業と森林業務については佐賀支所の方で統括をする、また、農業については本庁の農業振興課の方に移行するということでございます。従いまして、6 ページの佐賀総合支所海洋農林課について、カッコ 1 につきましては佐賀地域の農業、林業、畜産業、および水産業の振興に関する事務につきましては、その中の農業、畜産業については本庁の方に移行すると。で、あと林業と水産については、左側の海洋森林課の方に移行するということです。

次に、カッコ 2 の佐賀地域の商業及び工業に関する事務につきましては、本庁産業推進室の方に移ります。

カッコ 3 の佐賀地域の観光に関することにつきましても、本庁の産業推進室の方に移ります。

カッコ 5 の佐賀地域の消費者行政に関することにつきましても、本庁産業推進室の方に移ります。

カッコ 6 でございますが、佐賀地域の農林土木に関するこことにつきましては、農林土木については本庁の農業振興課に移ります。それから林業土木につきましては、海洋森林課の方に移ります。

カッコ 8 につきましては、佐賀地域の農地関係の調整に関するこことにつきましては、本庁の農業振興課の方に移させていただきます。

次に、佐賀総合支所まちづくり課、右側でございますが、カッコの 7 番、佐賀地域の環境衛生に関すること。本庁の住民課の方に移ります。

カッコ 8 の佐賀地域の廃棄物の処理に関すること、佐賀地域の環境の整備及び保全に関すること、佐賀地域の公害に関することにつきましては、本庁住民課の方に移させていただくということでございます。

カッコ 11 の佐賀地域の水道事業に関することにつきましては、本庁のまちづくり課の方に移行することになります。ただし、右側の建設課でございますけれども、これはまちづくり課を建設課に名称をまあ変更するということでございますが、同じ建設課では従来の業務を、同じ業務を行うわけでございますけれども、その中でカッコ 8、水道事業の窓口に関することにつきましては、この窓口業務は建設課の方でお願いをするということにしております。

これが大体、佐賀支所における業務の内容でございます。

次に、本庁の方でございますけれども、総務課としては現在の業務はまあそのままになりますが、2 ページでございますけれども左側の 14、自治会に関することについては統合をする、本庁で業務を行う。

カッコ 16 でございますけれども、これは入札及び契約に関することについて、本庁の方で行うということでございます。

税務課でございますけれども、カッコ 1 の税の賦課徴収に関することについては統合しております。

カッコ 2、土地家屋及び償却資産に関することについても、これも統合をしております。

次に、3 ページでございますけれども、現在の住民課でございますが、左側でございます。カッコ 4 の人権啓発に関することにつきましては、啓発業務と教育業務を分割致しまして、啓発は本庁の住民課で、教育については教育委員会が所管をするということとしております。

カッコの 5 でございますが、人権擁護に関することについては本庁へ統合、カッコ 7 の環境保全に関すること、廃棄物の処理に関すること、環境の整備及び保全に関すること、公害に関することについても、本庁住民課で業務を行いたいということでございます。それから 11 番、12、13 番も同じく、本庁住民課の方で統括をさしていただくということでございます。

その下の健康福祉課でございますけれども、現在行っている業務、佐賀支所、大方総合支所で行ってる業務については、ほとんど変わりはないというような状況になっております。

以上が、主だった業務の事務分掌でございます。

なお、このたびの行政組織におきましては、業務に混乱が起こらないよう心掛けまして、職員には周知徹底を図り、円滑な業務の遂行と敏速な対応に努めてまいりたいと思います。特に、住民の皆さんに日常生活に關係の深い環境衛生、あるいはまた水道業務につきましては、業務に十分注視してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

なお、施行日でございますけれども、この条例につきましては平成 22 年 4 月 1 日から執行するということに

致しております。よろしくご審査をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

それでは、私の方から議案第 57 号から 61 号まで、続けて説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に議案第 57 号、黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例、および議案第 58 号、黒潮町総合支所設置条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括で説明させていただきます。ご了承ください。

なお、議案は 19 ページから 22 ページ、また、新旧対照表の方は 8、9 ページでございます。それぞれご覧いただきたいと思います。

まず、事務所の位置等にかんしましては、合併時は対等合併の趣旨を尊重し、合併前の庁舎を総合支所と位置付け、それぞれ大方庁舎および佐賀庁舎と呼称しておりました。しかし、このたび議案第 56 号で行政組織条例を全面改正し、平成 22 年 4 月 1 日から本庁支所方式に移行することとしています。従いまして、この改正に伴う関係条例の改正を行うものでございます。

改正内容では、議案第 57 号、黒潮町の事務所の位置を定める条例の改正では、2 条の呼称を削り、議案第 58 号、黒潮町総合支所設置条例の改正は、議題の黒潮町総合支所設置条例を黒潮町支所設置条例に、第 1 条で総合支所を支所に、第 2 条では支所の名称、位置、および所管区域を定める改正となっています。

また、これらの条例改正に伴い、条例間の整備を行うこととしております。

次に、議案第 59 号、新旧対照表の方では 10 ページでございます。また、議案では 23 ページをお開きください。議案第 59 号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例について説明致します。

この条例改正も、先ほどの 56 号で行政組織の改正に伴うものでございます。

改正内容は、黒潮町総合支所設置条例の一部改正に伴い、広告等の告示場の名称を変更するものでございます。

続きまして議案第 60 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定について説明致します。議案では 25 ページからお開きください。

まず、26 ページの方からいきたいと思います。議案第 60 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定について説明致します。この条例は、住民の生活環境の向上、および農業をはじめとする各種産業の近代化を図るため各種の情報提供を行い、広報活動および住民相互の連携を密にし、地域の活性化とともに、災害等の緊急時における迅速かつ的確な情報伝達を図り、高度情報化に適した社会を構築することを目的として、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて整備する情報通信基盤整備の設置および適切な管理を行うために新たに制定するものでございます。

主な内容は、第 3 条で名称を黒潮町情報センターとし、位置を黒潮町入野 5495 番地 4 としています。

業務は、第 4 条で町および公的機関の行政情報の提供、農業、農山漁村の活性化および地域産業の振興に寄与する情報の提供、教育、文化および福祉に関する情報の提供、災害時の緊急情報の提供、テレビジョン放送、およびラジオ放送の再送信、自主放送番組の制作および放送、インターネット通信の提供、住民生活の向上に必要な連携手段の提供など、9 項目を掲げてございます。

業務区域は、第 5 条で黒潮町全域としております。

これらに伴います加入金は、7条でコースに応じて2万1,000円から4万2,000円となっています。

引き込み工事費は、8条で加入金に加えて原則2万1,000円必要としています。

使用料は、第14条で1契約について、テレビ放送のみのサービスを受ける場合が1,050円、インターネット通信のみのサービスを受ける場合が4,200円、テレビ放送とインターネットの2つのサービスを受ける場合が5,250円となっています。これらにつきましては消費税が含まれております。ただし、告知放送については、いずれの場合も無料とするものでございます。

加入金、引き込み工事費の使用料の減額、および加入金、引き込み工事費および使用料の免除については、第15条および16条で定めております。

このように、加入金および引き込み工事費等が原則必要となっていますが、加入促進を図るために特例として、平成23年12月31日までに加入申し込みをした個人に限り一定の条件をクリアすれば、加入金および引き込み工事費用の全額を免除することとしています。ただし、法人、町内に住所を有しない個人、および既に加入申込を行った個人、またはその世帯の構成員からの申込者は免除することはできないということになっております。

以上でございます。

次に、議案書の33ページをお開きください。議案第61号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の条例に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。これは新旧対照表のページ、11ページでございます。

本条例の改正につきましては、第2条第1号に地方公務員法第55条8項の規定に基づき、交渉を行う場合があり、この規定そのものが適法な交渉は勤務時間中においても行うことができるとなっていることから、単に交渉を行う場合としておりましたが、総務省が作成する準則では適法な交渉となっていることから字句の改正を行うものであり、内容の改正を伴うものではございません。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田壯君）

すいません。

先ほどの60号の情報センターの設置及び管理に関する条例で、使用料の中でですね、使用料は月例でございます。テレビの場合が1,050円、インターネットが4,200円、テレビ放送とインターネットの2つのサービスを受ける場合が5,250円ということで、月例ということが抜かっておりましたので、訂正させていただきます。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

それでは議案第62号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。

この条例は平成21年5月1日付で、厚生労働省から高知県後期高齢者医療主管課あてに、社会保険の保険料に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律で、この法律に伴い、高知県国保指導課より保険料について同様の取り扱いをするよう指示されたものであり、後期高齢者医療制度は高知県で統一された広域連合で施行されていることから、市町村で不均衡のないよう統一された条例改正を求められ今回の改正によるもので、延滞金額の対象金額を2,000円に統一し、延滞金1か月間までを7.3パーセントを、3か

月まで 7.3 パーセントに改正するものです。

議案書の 36 ページと、新旧対照表の 12 ページを参考にしてお開けください。

この条例の第 6 条中に、「当該金額につき年 14.6 パーセント（次に掲げる期間については、年 7.3 パーセント）」を「当該金額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント（当該納付期限の翌日から 3 か月を経過する日までの期間について年 7.3 パーセント）」に改め、同条の次に 1 項を加えるもので、3 項として、町長は特別な事由があるものについては、その延滞金を減額することができるということに改正されるものです。

以上、この条例については平成 22 年 1 月 1 日から施行するものです。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、議案第 63 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について説明を致します。

38 ページをお願いします。なお、新旧対照表では 13 ページとなります。

第 2 条第 2 号中、幡多郡黒潮町入野 2089 番地を幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地に改めるとありますように、現在、大方町教育委員会事務所内に設置をしております黒潮町教育研究所につきましても、来年 4 月に教育委員会事務所が佐賀へ移動することに伴いまして、同様に佐賀事務所へ移動することになります。このことによります位置の変更ということでございます。

続きまして、議案第 64 号、黒潮町公民館条例の一部を改正する条例について説明を致します。

40 ページをお開きください。なお、新旧対照表については 14 ページを参考にご覧ください。

第 5 条中、16 人を 10 人以内に改めるとありますけれども、第 5 条で公民館運営審議会委員の定数につきましては 16 人となっております。この定数につきましては、合併時にそれまでの旧大方町 10 人、旧佐賀町 10 人であった定数を 16 人としておりました。合併後 4 年が過ぎることや県下の市町村の状況なども考慮しまして、この合併時の定数を見直しをして、10 人以内とするものでございます。

よろしくお願ひします。

失礼しました。

新旧対照表のですね、13 ページ。現位置ですけれども、カッコ 2 のですね幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地とありますけれども、その後に 1092 番地の 1 と、1 を入れていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、議案第 65 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして説明をさせていただきます。

本予算につきましては、補正第 4 号でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,914 万 8,000 円を追加致しまして、歳入歳出総額を 93 億 8,679 万 8,000 円と致したいとするものでございます。

それでは、歳出の方から説明をさせていただきます。

17 ページをお開きください。2 款の総務費でございますが、3 目の財産管理費でございます。11 節で需用費 63 万 8,000 円を計上致しております。

この予算につきましては、佐賀庁舎の屋上にキューティフルが設置していますが、それが腐食致しております、その修繕を致したいというものが主なものでございます。なお、これは保安協会の指示事項でございます。

次に、6目の企画費 103万円の予算を増額致しておりますが、これは町長からも説明がありましたように、蛎瀬川地域づくり協議会の皆さんと、林野庁の山村再生総合対策事業がございまして、その事業に山村再生プランを応募致したところ、優良プランとして選定されました。これに対する補助裏をぜひとも支援をし、補助を致したいという経費を計上させていただきました。

次に、7目のふるさと創生事業費 644万5,000円の減額でございます。これは主なものと致しましては、ニュージーランドの海外派遣事業でございますけれども、新型のインフルエンザの流行により中止したことによる減額でございます。

次に18ページでございますが、2項の徴税費でございます。

1目の税務総務費でございますが、220万の減額をさせていただきました。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは当初、幡多広域の租税債権管理機構の分担金と致しまして、当初50人を計上致しておりました。金額に致しまして675万円でございましたが、実績として34件になりました、金額としてその金額を計上させていただきました。16人の減によるものでございます。

それから、2目の賦課徴収費 250万の減額でございますが、8節で、これも清算による減額でございます。

次に、19ページでございますが、4項4目の黒潮町長選挙費でございますが、選挙日が平成22年4月の11日でございまして、それによる事前の準備費として予算を計上させていただいております。

同じく下の選挙費でございますが、5目の農業委員会の委員選挙費でございます。513万7,000円を計上させていただきました。

次に、20ページでございますが、3款の民生費で21ページ、1目の社会福祉総務費でございます。

20節の扶助費 152万2,000円でございますが、扶助費でございますと18歳未満の児童を養育する、いわゆるひとり親世帯に係る医療費の助成でございますが、不足が生じておりますので152万2,000円を補正させていただきました。

7目の障害者自立支援費でございますが、20節で扶助費1,170万8,000円、障害者自立支援給付費893万3,000円、移行時運営安定化事業に100万、事業運営円滑化事業に174万5,000円を計上させていただきました。

2項1目の老人福祉総務費でございますが、20節の扶助費123万2,000円でございます。養護老人ホーム入所者の増員でございますが、当初16人で計上させていただきました。補正で3人を予定をしておりまして、19人を見込んでいるところでございます。主に白藤園の方に15人、高知市に1名、日高村に1名、シーサイドに2名ということになっております。

3項3目の児童福祉施設費でございますが、7節の賃金690万8,000円を補正させていただきました。これは保育所の臨時職員の雇用賃金でございます。定数内臨時保母さんでございますが、現在13人おりまして、途中入所が4月から29人を想定致しております、これらに係る費用を計上させていただきました。

なお、賃金でございますけれども、資格のある保育士さんが7,100円、日額。資格なしの保母さんが6,700円、日額を計上致したところでございます。

次に、22ページにまいりまして、4目の児童福祉施設建設費でございます。これは財源の組み替えをさせていただきました。当初予算でその他、いわゆる施設整備費の基金を充当致しておりますが、生活対策基金を充当したことから起債調整を致したところ、これによるまあ減額ということでございます。

次に、4款の衛生費、1項3目の予備費でございますが、町長からも説明を致したように、新型インフルエンザワクチン接種費用を計上させていただきました。

なお、主なものと致しましては優先接種者、対象者のうち、生活保護世帯および町民税非課税世帯に属する方の接種費用を全額免除致したいとする予算でございます。これは約1,500人を見込んでおりまして、2回分の6,150円、合計9,922万5,000円となります。

その下の20節の扶助費でございますけれども、上段で説明したのは国保連合会と委託契約致しまして国保連合会にお願いするもの。20節につきましては、これは国保連合会を通じない医療機関がございます。そうした所を想定致しまして、償還払いと致しまして100人分、6,150円を計上して、合計61万5,000円になります。

この20節の扶助費につきましては、個人が直接医療機関へ行って支払った分を町の方がお支払いするという経費でございます。

次に、6目の環境衛生費でございます。

15節工事請負費850万円を減額させていただきました。これは生活飲用水施設でございます。

この減額予算につきましては、入札減などでございます。

次に、23ページでございますが、2項2目の塵芥処理費でございます。

19節の負担金補助金でございますが、185万6,000円の主なものと致しましては、幡多中央施設組合の職員でございますけれども、58歳の方が勧奨退職を致します。1名分。これに係る特別負担金を計上させていただきました。185万2,000円でございます。

次に3目の、し尿処理費でございます。財源の組み替えをさせていただきました。これは第3号補正で1,300万円、し尿処理センターの情報記録装置を計上させていただきましたが、この予算で経済危機対策の臨時交付金事業を充当致したいということで、財源の組み替えを致しました。従って、一般財源1,300万円を減額することになります。

5款の労働費、1項2目の雇用対策費でございます。167万6,000円を計上致しましたが、これは臨時雇用創出臨時特別基金を充当致しております。7節の賃金124万でございますが、町道の支障木の伐採、あるいは河川管理等に経費として計上させていただきました。124万円でございます。

次に、24ページにまいりまして6款の農林水産業費、1項3目でございますが、農業振興費でございます。

この経費につきましては、19節で黒潮町耕作放棄地の解消推進事業でございます。耕作放棄地でございますが、1.5ヘクタールを整備を致したいという予定をしておりまして、1反当たり整備費を6万1,000円を想定し、計上致したところです。

この補助と致しましては、1反当たり国が3万円、それにプラス土壤改良費が2万5,000円、従って、5万5,000円が国費ということになります。県費と致しましては、国の3万円の補助裏に対して、残りを県が補助するという事業でございます。

次に、3項2目の水産業振興費、19節の負担金補助及び交付金でございますが、町長からも詳細説明を致しましたとおり、事業内容に致しましては高圧の洗浄機2台、100万。カツオ活餌用の小割、鉄枠の制作費用でございますが、これを3基、108万9,000円。カツオ活餌用のいけす、網でございますが、3投、199万円などを予定を致しております。これが事業内容でございます。

次に、1項2目の商工振興費17万円でございますけれども、本町においては縫製工場の運営資金利子補給の規則を制定をしておりまして、これによりまして1社から申請がございましたから、この利子を補給致したいとするものでございます。

なお、予算の範囲内において最高限度を2パーセント、年額まあ20万円以内とするものでございます。

次に、8款の土木費でございますが、2項2目、25ページでございます。これ、560万円の地方債、一般財源560万円の減額でございますが、財源の組み替えをさせていただきました。

4項の港湾費、1目の港湾総務費でございますが、これも同じように財源の組み替えをさせていただいたところでございます。

5項2目の都市環境整備事業費でございますが、13節の委託料720万円でございます。これは、佐賀地域における道の駅でございますが、この際、概略の測量設計を致したいということで計上をしたところでございます。なお、内容につきましては、平面図、立面図、概算の事業費を計上致しております。なお、財源につきましては、できるならば財源については経済対策基金を対象と致したいと、こういうふうに考えております。今のところ、その対応は致しておりません。

9款の消防費、1項1目の常備消防費でございますが、19節の負担金補助及び交付金につきましては、幡多中央消防組合の職員、勧奨退職でございますが、これ1名分の負担金を計上させていただきました。

次に、26ページでございますが、3目の消防施設費を計上致しております。

補正額は442万円でございますけれども、10割補助でございまして、13節の委託料、防災情報通信整備でございます。これは職員収集システムの委託を致したいという経費でございます。

なお、財源の地方債1,840万と、一般財源1,840万円の減額につきましては、この際、財源の組み替えをさせていただいたところでございます。

10款の教育費でございますが、2項2目、教育振興費140万円、18節の備品購入費でございます。

例年、小学校費と致しまして図書の購入を致しておりますが、この際、県の経済対策基金の方を充当できることになりましたので、新設されましたので、前倒しを致しまして県の2分の1補助を活用して、図書購入を致したい。それで、書棚も含めております。

次に、中学校費でございますが、小学校費同様、備品購入100万円を計上させていただきました。財源につきましては、いずれも10割補助でございます。

あと、27ページでございますけれども、1目の公共土木施設現年発生災害復旧費でございます。地方債の80万円、一般財源80万円の減額、財源組み替えをさせていただきました。

以上が、歳出の主なものでございます。

次に、歳入についてでございます。13ページをお開きください。

歳入でございますが、10款の地方交付税でございます。1目地方交付税8,051万5,000円を計上させていただきました。ちなみに、21年度の普通交付税の確定でございますが、34億8,853万7,000円が普通交付税の確定額でございます。

なお、既決予算でございます特別交付税が2億8,000万円でございますから、それを合わせまして今回の財源、計37億6,853万7,000円になろうかと思います。

次に、15ページでございますが、県の支出金、15款2項3目衛生費、県の補助金でございます。これは4,179万1,000円を計上致しております。

主なものと致しましては、中山間地域の生活支援総合事業補助金でございます。3,441万1,000円が大きなものでございまして、これは中ノ川生活飲用水施設整備事業でございます。

当初予算を補助対象事業として県の方で調整をしておりましたけれども、その計画年次のときには、補助対象事業は難しいというようなまあお考えてございましたけれども、今回、補助対象事業として採択をされるこ

とになりましたので、このように県の補助金として計上させていただきました。

次に、15 ページの 18 款繰入金でございますが、1 項 1 目の財政調整基金繰入金 1 億 6,349 万 4,000 円を減額致しました。これを財政調整基金の方に繰り戻しをしたところでございます。

この理由と致しましては、歳入額による調整でございまして、起債の借り入れ、いわゆるまあ再計算することによって、財源が一般財源から起債へ充当することになったという予算でございます。基金の方に繰り戻しを致しました。

3 目の地域活性化事業基金でございますけれども、これは 530 万円を地域活性化事業基金の方に繰り戻しを致しました。

理由と致しましては、ニュージーランドの海外派遣の分が中止になった経費でございます。なお、15 ページの 19 款繰越金につきましては 4,384 万 3,000 円を繰り越しを致したところでございます。

以上でございます。よろしくご審査をお願いします。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

それでは、議案第 66 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算の補正第 2 号について説明させていただきます。

補正理由は、9 月までの退職被保険者療養給付費の実績から 1 年間の必要額が算定されまして、この不足額の計上と、21 年度の前期高齢者交付金が確定されました。これによってですね歳入歳出それぞれ 2,000 万を追加し、歳入歳出予算の増額をそれぞれ 19 億 490 万 7,000 円とするものです。

歳出から説明させていただきます。9 ページをお願いします。

2 款保険給付費、1 項 1 目的一般被保険者療養給付費は、歳入額の確定によりまして財源の組み替えを行うものであります。

1 項 2 目の退職被保険者の療養負担金として 2,000 万円を計上しました。4 月からの 6 カ月の給付実績を見てですね、支出状況から見て、1 年間の見込み額を算定しまして、不足額が想定されるために計上したものでございます。

続きまして、歳入の方をお願いします。8 ページの方をお願いします。

5 款 1 項 1 目、療養給付費交付金として 2,000 万円を、歳出と同額を計上しております。見込んでおります。

6 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金として 4,560 万 4,000 円を計上しました。これは 21 年度の交付額が確定しましたので、追加計上するものです。

9 款繰入金、1 項 2 目ですが、基金繰入金を同額の 4,560 万 4,000 円を減額するものです。

以上でございます。よろしくお願い致します。

すいません。

9 ページのですね、2 款 1 項 1 目の節の所ですけど、印刷ミスがありまして、節の部分のどこに及び交付金と入っていますが、これは印刷ミスで、消してもらうようにお願いします。

すいません、以上です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

それでは、議案第 67 号、定住自立圏形成の協定について、私の方から説明させていただきます。議案書の 43 ページからでございます。お開きください。

昨年、総務省が進める定住自立圏構想の先行実施団体に四万十市と宿毛市が複眼型中心市として選定され、平成 20 年 12 月には、定住自立圏構想推進要綱が制定されたところでございます。平成 21 年 4 月 27 日には、同要綱第 4 条の規定に基づき、四万十市と宿毛市が連名により中心市宣言を行い、連携する具体的な事項について周辺市町村、土佐清水市、大月町、三原、それから黒潮町などと協議を進めてきました。

その結果、中心市と周辺市町村の協議が整いましたので、同要綱第 5 項に基づき目的基本方針、連携する具体的な事項、および執行等に係る基本的な事項を定めた定住自立圏形成の協定を締結する運びとなったところでございます。

このため、黒潮町も同要綱 5 の 1 の規定、ならびに議会の議決するべき事件に関する条例に基づき、協定を締結する中心市と定住自立圏の形成にかんする協定書を締結するものでございます。

協定書の第 1 条の目的では、定住自立圏を形成し、相互に役割を分担して、定住のための暮らしに必要な都市機能および生活機能を総体として確保し充実させるとともに、地域の強みや魅力を磨き上げることで自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、地域全体の活性化を図るために必要な事項を定めています。

第 2 条では、政策および施策の分野の取り組みにおいて相互に役割を分担して連携を図り、協働し、補完し合うための基本方針を定めています。

また、3 条では、次の 3 つの分野において取り組みを進めることとしています。

まず 1 つ目としまして、生活機能の強化に係る政策分野でございます。この分野では高度医療、地域医療ネットワークの充実、滞在型、体験型観光の推進および図書館ネットワークの構築などでございます。

2 つ目として、結び付きやネットワークの強化に係る分野でございます。この分野では、地域公共交通のネットワーク化の構築、情報通信ネットワークの整備促進などでございます。

3 つ目として、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野でございます。この分野では、職員の合同研修および研修等、圏域外からの専門家の登用などでございます。

また、4 条では事務執行に当たっての連携、協力および費用負担を、5 条、6 条では協定を変更、または廃止する場合の事項について定めています。

この協定書は抽象的な文言になっていまして、具体的な事業名までは入っていません。具体的な事業につきましては、今後、共生ビジョンを策定する中で織り込んでくことになりますが、共生ビジョンの策定は来年度になる予定でございます。

従いまして、今年度、既に関連事業で図書館のネットワーク化や情報基盤整備事業などを進めているものがありますが、本格的な事業の推進は来年度以降になると想定をしております。

なお、協定期間は、連携を安定的に維持、拡大していく観点から、原則として定めないこととなっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは私の方からですね、議案第 68 号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結について、細部の説明をさしていただきたいというふうに思います。提案の方はですね、別冊議案書の 2

ページの方をお願いします。

2ページの方ですが、変更理由の主なものはですね町長の方からありましたけれども、延長の増で、20メートル延長を伸ばしたいというものでございます。

3ページの方にですね、参考資料と致しまして図面を付けております。横に見ていただきまして、中央のピンクで塗った所がですね変更前、追加したい所が黄緑といいますか、の部分でございます。

場所はですね、右の方が福堂地区、左の方が中馬荷地区という所になります。

次のページ、4ページの方にですね、ナンバー79のですね横断面を描いておりますが、ピンクの線のですねようによまあ山の斜面をカットしたいという部分でございます。

現在の道路がですね、ピンクの部分の右の下の所にですね、少しまあ黒い線で入った部分で道路と見える部分があるんですが、まあそこがですね道路面で、その所をですね若干左の方に広げまして、計画をしたいと。その関連部分の所がですね、カット面になります。

大きなものはこの部分でして、これに伴いましてですね土量の増と、それから土止め擁壁関係がですね、延長が伸びるということでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11時 55分